

首都大学東京法学研究会 会則

第一章 総則

第1条（名称）

本会は、「首都大学東京法学研究会」と称し、首都大学東京に本部を置く。

第2条（目的）

本会は、真理を探究する学問の理念に基づき、その研究活動を通じて法学の研鑽を積み、併せて会員の法科大学院試験、公務員試験並びにその他法律に関する資格試験の受験を援助することで、会員の人格的成長と実践的能力の発展を図り、もって会員に実りのある学生生活を送るための礎を提供することを目的とする。

第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、主に法学に関する自主ゼミナールを中心とした通常活動及びその他活動を行う。

第4条（会員）

本会の会員は、首都大学東京に所属する学生であり、本会の趣旨に賛同し、本会則に従うものでなければならない。

前項に掲げる者以外の者が本会への入会を希望する場合は、役員会の承認を必要とする。

第5条（入会）

前条に掲げた要件を満たし、本会への入会を希望する者は、特別な事情のない限り本会へ入会することができる。

第6条（退会）

本会を退会することを希望する者は、役員にその旨を伝え、承認を得なければならない。

第2章 役員

第7条（役員）

本会は、以下の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 学年委員長 2名
4. 総務局長 1名
5. 会計局長 1名
6. 企画局長 1名
7. 渉外局長 1名
8. 広報局長 1名
9. 研究局長 1名

第8条（会長の権限）

会長は、本会の活動を統括し、総会並びに役員会において議長を務め、本会を代表する。

第9条（副会長の権限）

副会長は、会長の事務を補佐し、会長が不在の場合は会長を代行する。

第10条（学年委員長の権限）

学年委員長は、当該学年を統括し、学年委員会において議長を務め、当該学年を代表する。

学年委員長は3年次を除く各学年から1名が学年委員の合議によって選出される。

第11条（総務局長の権限）

総務局長は、総務局を統括する。

第12条（会計局長の権限）

会計局長は、会計局を統括する。

第13条（企画局長の権限）

企画局長は、企画局を統括する。

第14条（渉外局長の権限）

渉外局長は、渉外局を統括する。

第15条（広報局長の権限）

広報局長は、広報局を統括する。

第 15 条の 2 (研究局長の権限)

研究局長は、研究局を統括する。

第 16 条 (役員を選出の権限)

役員は、12 月の総会において、自薦または他薦により立候補し、信任投票によって選出される。

役員に欠員が生じた場合は、役員会の決議によって新たに選出される。

第 17 条 (役員要件)

学年委員長を除く役員は、3 年次生であることを要する。ただし、会員数が不足している場合はこの限りでない。

第 18 条 (役員任期)

役員は、4 月 1 日を以って任命され、翌年 3 月 31 日を以って新役員とその職務を交代する。

第 19 条 (連帯責任)

本会の運営に関する責任は、役員が連帯してこれを負う。ただし、本会に関する責任は、全会員が連帯してこれを負う。

第 3 章 機関

第 1 款 総会

第 20 条 (総会の地位)

総会は、本会の最高意思決定機関である。

第 20 条の 2 (総会の招集)

総会は、会長がこれを招集する。

第 21 条 (定例総会の招集)

定例総会は、毎年 4 月、8 月、12 月に召集される。開催日は、役員会の決議に基づき決定され、その 1 週間前迄に総務局がこれを周知しなければならない。

第 22 条 (臨時総会の招集)

会員の3分の1以上の者、または会長、副会長、並びに役員2人以上の者は、臨時総会に付議すべき事項を提示して臨時総会の召集を要請することが出来る。

前項の場合において、会長はその要請があった時から1ヵ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

臨時総会の周知については、第21条後段を準用する。

第23条（総会の権限）

総会は、次に掲げる事項を議決しなければならない。

1. 役員を選出および罷免すること。
2. 一般会計を承認すること。
3. 会計局に対する情報開示請求を行うこと。
4. 役員並びに役員会の本会統括、運営に対する異議申立てを決議すること。
5. 本会則の改正を行うこと。
6. その他本会則が定める事項に関する事。

ただし、役員を選出は12月に開催される総会によってのみ決せられる。また、一般会計の承認は4月に開催される総会によってのみ決せられる。

第24条（定足数）

総会は、役員を3分の2以上含む全会員の4分の1以上の出席をもって成立する。

第25条（表決）

総会に係る事項は、本会則において特別の定めがある場合を除き、総会に出席する会員の過半数の賛成をもって議決される。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

前項の場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有さない。

第26条（議決権）

会員は、総会において各1個の議決権を有する。

第26条の2（発議権）

会員の10分の1以上の者は、総会において、役員または役員会に対して、総会に付議すべき事項を発議することができる。

ただし、役員または役員会から発議を求められた場合はこの限りでない。

第27条（議事録）

総務局は、総会に際し議事録を作成し、これを管理保管しなければならない。

第2款 役員会

第28条（役員会の地位）

役員会は、本会の運営を統括し、各局、委員会その他組織を指揮監督する。

第29条（構成）

役員会は、第7条に定める役員によって構成される。

第30条（召集）

役員会は、会長、副会長または役員の3分の1以上の要請により、会長によって召集される。

第31条（役員会の権能）

役員会は、次に掲げる事項を議決および決定しなければならない。

1. 本会の運営に関する指針、方針の決定並びに要綱を策定すること。
2. 特別会計を承認すること。
3. 局会議の決議を承認すること。
4. 学年委員会での決議を承認すること。
5. 新たな役職、機関または委員会の設置を承認すること。
6. 通常総会の開催日、議事を決定すること。
7. その他役員が発議または本会則の定める事項に関すること。

第32条（定足数）

役員会は、全役員の過半数の出席により成立する。

第33条（表決）

役員会に係る事項は、本会則において特別の定めがある場合を除き、役員会に出席する役員の過半数の賛成をもって議決または決定される。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

前項の場合において、議長は役員として議決に加わる権利を有さない。

第34条（議決権）

役員は、役員会において各1個の議決権を有する。

第35条（議事録）

役員会の議事録については、第27条を準用する。

第35条の2（傍聴人および参考人）

役員会は、第31条の定める事項に関して必要が認められるとき、役員会に一般会員またはその他の傍聴人、参考人を出席させることができる。

第3款 局会議

第36条（局会議）

各局会議は、各局の局員によって構成される。

第37条（召集）

局会議は、局長または局員の3分の1以上の要請により、局長によって召集される。

第38条（局会議の権限）

局会議は、次に掲げる事項を議決および決定しなければならない。

1. 各局の所掌事務に応じた企画を立案すること。
2. 会計局に対する予算要求を決定すること。

ただし、第2号については、会計局に適用されない。

第39条（定足数）

局会議は、局長を含む全局員の10分の1以上の出席により成立する。

第40条（表決）

局会議に係る事項は、本会則において特別の定めがある場合を除き、局会議に出席する局員の過半数の賛成をもって議決または決定される。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

前項の場合において、議長は局員として議決に加わる権利を有さない。

第41条（議長）

局会議の議長は、局長が務める。

第42条（議決権および発議権）

局員は、局会議において各1個の議決権を有し、第38条に関する発議を行うことができる。

第43条（議事録）

局会議の議事録については、特にその必要が認められる時は、第27条を準用する。

第4款 学年委員会

第44条 (学年委員会)

3年次以外の各学年は、1名の学年委員長並びに2名の学年委員によって構成される各学年委員会によって統括される。

第45条 (召集)

学年委員会は、学年委員長または学年委員の要請により召集される。

第46条 (学年委員会の権限)

学年委員会は、次に掲げる事項を議決および決定しなければならない。

1. 当該学年の運営について決定すること。
2. 当該学年の運営方針、指針並びに要綱を策定すること。
3. 当該学年による発議等を承認すること。

第47条 (定足数)

学年委員会は、当該学年委員長並びに学年委員の1人以上の出席により成立する。

第48条 (表決)

第46条に定める事項は、学年委員会の合議によって決せられる。

ただし、合議が成立しない場合は、2人以上の賛成を以って決せられる。

第49条 (議長)

学年委員会においては、学年委員長が議長を務める。

第50条 (議決権および発議権)

学年委員長および学年委員は、学年委員会において各1個の議決権を有し、第46条に関する発議を行うことができる。

第51条 (議事録)

局会議の議事録については、特にその必要が認められる時は、第27条を準用する。

第4章 組織

第1款 組織

第52条（組織）

本会は、以下の組織を置く。

1. 総務局
2. 会計局
3. 企画局
4. 渉外局
5. 広報局
6. 研究局

第53条（各局の地位）

各局は、会長、副会長の下に設置され、役員会の指揮監督に服する。

第54条（各局の統括）

各局は、局長によって統括され、局長はその必要が認められるときは副局長を2名まで指名し、局長の事務を補佐させることができる。

第54条の2（内部組織の設置）

局長は、各局の所掌事務を有効に実施するため、本会則に定める他、役員会の承認を経て内部組織を設けることができる。

第55条（局員）

各局の局員は、4月に開催される総会において互選され、会員は必ずいずれかの局に所属しなければならない。

所属する局が複数に及ぶことは、特別の事情がない限り許されない。ただし、局長はこの限りでない。

新入生の所属については、5月の通常活動において互選により決定される。

第56条（会計）

削除

第2款 所掌事務

第57条（総務局の所掌事務）

次に掲げる事項は、総務局の所掌事務とする。

1. 通常活動に関する事務を処理すること。

2. 議事録を作成すること。
3. 日誌を作成並びに管理すること。
4. 部室を管理すること。
5. 教室を予約すること。
6. 役員等の選挙に関する事務を処理すること。
7. その他必要と認められる事務を処理すること。

第 58 条（会計局の所掌事務）

次に掲げる事項は、会計局の所掌事務とする。

1. 本会に関する会計を徴収し、管理すること。
2. 一般会計を作成すること。
3. 特別会計の作成し、各局より提出された特別会計を検討し、これに同意を与えるかを決定すること。
4. 総会において会計収支を報告すること。
5. その他会計収支を適正に管理すること。

第 59 条（企画局の所掌事務）

次に掲げる事項は、企画局の所掌事務とする。

1. 本会に関するイベント等を企画すること。
2. 合宿等を企画すること。
3. 新歓等を企画すること。
4. 大学祭等に関する企画をすること。

第 60 条（渉外局の所掌事務）

次に掲げる事項は、渉外局の所掌事務とする。

1. 学内団体等と交渉および折衝を行うこと。
2. 上部団体等と交渉および折衝を行うこと。
3. 学外団体等と交渉および折衝を行うこと。

第 61 条（広報局の所掌事務）

次に掲げる事項は、広報局の所掌事務とする。

1. ビラ、ポスター作成等の本会の広報に関する事務を処理すること。
2. 本会ホームページの管理すること。
3. その他本会の広報活動に関する事務を処理すること。

第 61 条の 2（研究局の所掌事務）

次に掲げる事項は、研究局の所掌事務とする。

1. 研究局が所管する活動（これを「特別活動」と呼ぶ。）に関する事務を処理すること。
2. 答案練習会の準備し、その事務を処理すること。
3. 高水準の研究活動の導入並びに開発を行うこと。
4. 研究発表に関する事務を処理すること。
5. その他特別活動に関する事務を処理すること。

第3款 内部組織

第61条の2(総則)

内部組織は、役員会または当該上級局の長の決定に基づいて任命された各内部組織の長によって統括され、役員会または当該上級局の指揮監督に服し、本会または当該上級局の運営を補助する。

第61条の3(研究局政治研究部)

政治研究部は、研究局の下に設置され、役員会の決定に従い、政治学、政治哲学、基礎法学その他政治学分野における本会の研究活動を統括し、その事務を管理する。

第61条の4(大学祭委員会)

大学祭委員会は、役員会の下に設置され、会長を委員長として大学祭に関する各種の企画、事務処理、連絡等を実施する。

大学祭委員会の構成員は、会長の裁量により決定される。ただし、企画局長および会計局長は、かならずこれに参加しなければならない。

第61条の5(広報局ホームページ管理部)

広報局ホームページ管理課は、広報局の下に設置され、本会ホームページを専門的に管理し、その事務を処理する。

第五章 会計

第62条(会計)

本会は、会員より徴収される一般会計並びに特別会計、寄付、入会費により運営される。

第63条(会計年度)

本会の会計年度は、4月1日を以って始まり、翌年3月31日迄とする。

第63条の2（会計区分）

本会の会計は、一般会計および特別会計とする。

第 64 条（会計報告）

会計局は、4月に開催される総会において、前年度の会計収支を報告しなければならない。

総会において、情報公開請求がある場合は、会計局は速やかに会計帳簿を公開しなければならない。

第 65 条（一般会計）

本会の通常活動は、一般会計によって運営される。

一般会計は、会計局の調製した予算に基づき、4月に開催される総会での承認を経た上で徴収される。

第 66 条（特別会計）

特別会計は、本会が大学祭、新歓、合宿等の通常活動以外の特定の活動を行う際に、一般会計と区別して経理を行う必要が認められる場合に限り、これを統括する局ないし委員会が調製した予算に会計局が同意を付した上で、役員会の承認を経て成立し、徴収される。

ただし、迅速を要すると認められる場合は、会長、副会長または会計局長の承認で足りる。この場合、事後に役員会の承認を得なければならない。また、経費が小額の場合、やむを得ない事情がある場合も同様とする。

特別会計の残預金は、年度内においては特別会計として管理され、年度移行時には次年度の一般会計に編入する。

第 67 条（入会費）

入会費は、役員会がこれを定める。

入会費は、一般会計に編入する。また、入会費は原則として返還されない。

第六章 罰則

第 68 条（除名）

会員の中で以下に掲げる項目に該当する者について、役員会は、その決議に基づいて除名することができる。

1. 本会の趣旨にそぐわないと認められる者
2. 本会の決議事項、本会則、役員会命令に反する行動をした者

3. 無断で3ヶ月以上、会への出席を怠った者
4. 無断で3ヶ月以上、会費を滞納した者

第69条（異議）

前条の役員会決定に関し、全会員の10分の1以上の者からの異議がある場合は、役員会は速やかにこれを総会に付議しなければならない。

第七章 改正

第70条（改正）

本会則の改正は、総会において過半数の出席と出席会員の3分の2以上の賛成をもって成立する。

第70条の2（改正の施行期日）

本会則が改正された場合は、改正の日より1週間の公示期間を置いた後、これを施行する。

第八章 休会

第71条（休会）

やむを得ぬ事情で活動に3ヵ月以上継続して出席することが不可能であると見込まれる者は、役員会に休会を申請することができる。

ただし、役員は休会できない。

第72条（休会者）

休会を申請し、受理された者は、以下に掲げる事項を免除される。

1. 第68条3号の適用
2. 特別会計の徴収

第九章 附則

第73条（学年委員の選出）

学年委員は、当該学年の合議によって2名が選出される。

学年委員の選出は、1年次学年は5月の通常活動において、それ以外は12月の通常活動

において行われる。学年委員の任期については第 18 条を準用する。

第 74 条（役員会命令）

本会則に規定なきもので本会の運営に関する決定は、全て役員会の決議に基づく命令によるものとする。

第 75 条（施行期日）

本会則は、発布の日より 1 週間の公示期間を置いた後、これを施行する。

第76条(活動の終了)

本会の主たる活動は、3年次をもって終了する。

第77条（4年次生の会計徴収）

4年次生は、自己の申告により会計の徴収を免れることができる。

第78条(4年次生および卒業生)

4年次生および卒業生に対して、会員は助言を求め、諮問することができる。

第79条(顧問)

顧問は、本会の活動に対して助言を与え、会員に指導を行うことができる。

文責 内山裕弥
(2009年5月15日作成)
(2009年8月7日改定)
(改正)